

2024(令和 6)年度予算要求要望

2023 年 7 月

公益社団法人 日本医師会

目 次

1. 概算要求.....	1
1.1. 新型コロナウイルス感染症等への予算確保.....	1
1.2. 働き方改革への予算確保	5
1.3. 地域医療への予算確保	7
1.4. 医療 DX の適切な推進のための予算確保	10
2. 事項要求.....	13

1. 概算要求

1.1. 新型コロナウイルス感染症等への予算確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、経済活動、社会活動等、国家の成長を支えるあらゆる活動が安全・安心な医療提供体制のもとに成り立っていることが証明された。

また、2022年にコロナ対応を踏まえた感染症法等の改正が行われ、公的医療機関等、都道府県との間で医療措置協定を締結した医療機関、また通常医療を分担する医療機関による新興感染症のまん延（そのおそれがある場合を含む。以下同じ）に備えた医療提供体制の構築が図られることとなった。同時に、次期医療計画により、「5疾病5事業」の6番目の事業として新興感染症等への対策が追加されることとなり、現在、各都道府県で検討されている。

上記の施策が適切に遂行され、いついかなる感染症のまん延が起きても、感染症以外の通常医療も確保しつつ、必要な方に必要な医療を安定的に提供することができる体制を築き上げる必要がある。そのため、予算面においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大への対策とともに、これまで実施されてきたコロナ対策を踏まえ、かつ想定外の事態が発生したときにも対応できるよう、財源を確保し、施策の強化・拡充に資することが必要である。

このため、新型コロナウイルス感染症等への対策、並びに新興感染症まん延時の協定締結医療機関への支援等、以下の通り新たな予算措置及び現行予算の大幅な増額を求める。

さらに、補助金の国による直接執行の拡大とともに、関係医療機関等の負担を軽減するため、補助制度の簡素化、補助金の請求・報告方式の改善、支給手続の経過の「見える化」とコールセンターの充実、迅速な交付、ワクチン接種に係る接種費用と補助金の請求・決済の一元化を求める。

- (1) 新興感染症まん延に備えた体制づくりへの支援及び新型コロナウイルス感染症への体制の拡充

- 1) 受入体制を協議する都道府県医師会・都道府県病院団体及び支部等による協議会等の開催費（WEB 会議ツール利用料、交通費、日当、事務職員人件費、会場利用料等）
 - 2) 協議会等による情報共有ツールの開発・運営費
- (2) 新興感染症患者及び新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の拡充
- 1) 受入医療機関（特に、流行初期医療確保措置が適用される「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」を除く）に対する病床確保への支援（まん延時の病床割当に応じた補助、空床確保料、その他感染症法に基づく設備等の補助の充実）
 - 2) 発熱外来診療体制の維持・充実（診療実績に応じた補助事業の創設）
 - 3) 地域医療介護総合確保基金による高齢者施設等への支援の継続及び補助金による支援の創設（かかりまし経費や病床ひっ迫等により、やむを得ず高齢者施設等内で療養を行うこととなった場合の施設内療養者ごとの補助等）
 - 4) クラスターが発生し、医療機関・他施設への入院・転所が困難な高齢者施設・福祉施設等に対する看護師等・介護職員の派遣費（派遣元団体・医療機関等が加入する保険料含む）
 - 5) 自宅療養者のためのパルスオキシメーター等の購入費及び製造支援
 - 6) 後方支援医療機関への補助の新設、受入病院と後方支援医療機関とのマッチングシステムの開発・運営費
 - 7) 患者受入医療機関・後方支援医療機関（高齢者施設・福祉施設等）に対するゾーニング指導・教育研修費
- (3) 協定締結医療機関の個人防護用具（PPE）の備蓄等諸経費の支援
- (4) 検査キットや治療薬等、必要な物資の備蓄・供給体制の構築
- 1) 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査等の検査キットや治療薬の医療機関への優先供給の体制構築（特に感染拡大期）

- 2) PPE（個人防護用具）、消毒薬等の必要な医療資機材、医薬品が全ての医療機関等へ安定的に供給され、自治体への備蓄が拡充される体制構築
 - 3) 世界的な供給不安に備えた、医療資機材等の国内生産の推進
- (5) 新興感染症以外の通常医療を分担する医療機関（救急医療、周産期・小児科、人工透析、がん等）への支援
- (6) 新興感染症に対応する人材の確保、医療従事者等に対する支援、補償
- 1) 医療関係団体が構成するネットワークにより都道府県を越えて新興感染症に対応する人材を確保する事業への支援
 - 2) 医療従事者が感染した場合の労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助の拡充、感染拡大防止のため医療機関が休業等をした場合の補償制度の創設
 - 3) 全ての医療従事者への必要な検査の実施とその費用の補助
- (7) ワクチン・抗ウイルス薬の開発・備蓄の拡充
- 1) 新型コロナウイルス感染症に対する診断キット、治療薬、ワクチンの早期開発を進めるため、産官学連携のもとでの十分な体制の整備
 - 2) 新興・再興感染症の発生に備えるため、ワクチン・抗ウイルス薬の研究開発・生産体制への支援
- (8) 不測の事態に備えた余裕のあるワクチンの供給体制の整備
- 1) 災害等によりワクチンの供給や流通が制限された場合でも対応可能な余裕のあるワクチン供給量の確保
 - 2) 安定的なワクチン供給体制の実現
- (9) 安全な予防接種実施の推進
- 1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する医療機関で必要となる人員、物品の準備に対する費用の支援

- 2) 接種医療機関となることで生じる通常診療への影響に対する支援・補償
 - 3) 接種医療機関が必要とする情報の迅速・十分な周知
- (10) 感染症、予防接種に関する報告等の事務負担軽減
- 1) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）、副反応疑い報告に係る電子報告システム、ワクチン接種記録システム（VRS）等のユーザビリティの改善等情報収集・伝達の一元化、医療機関の負担の軽減
 - 2) 入力、報告等の作業に生じる事務負担に対する予算措置
- (11) 国民へ正確な情報を伝えるためのメディア対策
- 1) 感染症対応やクラスターが発生した医療機関・介護施設等やその従事者（医療関係職種、事務職、外部委託業者等）に対する差別・偏見の防止に関する啓発活動への予算措置
 - 2) 新型コロナウイルス感染症対応における機能分化・役割分担の周知徹底（軽症・中等症・重症ごとの医療対応、コロナ以外の通常医療を担う医療機関の重要性、地域の診療所・中小病院によるワクチン個別接種・発熱外来の尽力等）への予算措置
 - 3) 国民・患者に対する医療のかかり方の啓発（感染対策、発熱等による来院時の事前連絡、来院前の（WEB）問診・ゾーニングや時間的分離・発熱外来やワクチン個別接種の時間帯・電話やオンライン診療についての理解促進等）への予算措置

1.2. 働き方改革への予算確保

2024（令和6）年度からの医師の働き方の新制度施行にむけて、様々な切り口での施策が必要であり、2024（令和6）年度以降、国民に安心・安全な医療提供体制を構築することが必要である。

このため、働き方改革について、以下の通り新たな予算措置及び現行予算の大幅な増額を求める。

(1) 医師の働き方の制度の基盤整備

- 1) 医師労働時間短縮計画について評価を行う医療機関勤務環境評価センター事業の充実
- 2) 特定高度技能（C-2）の審査組織の充実
- 3) 医療勤務環境改善支援センターの労務管理支援の更なる強化
- 4) 地域医療介護総合確保基金の事業区分VI（働き方）の充実
- 5) 長時間労働医師の面接指導体制の充実
- 6) 勤務医・医療機関管理者に対する『働き方改革』への更なる理解の促進

(2) 教育、研究、臨床、地域医療支援を担う大学病院の働き方改革の支援

- 1) 教育・研究事業に対する支援
- 2) 連携B水準またはB水準の指定を受けるための支援

(3) 医療従事者のタスクシェア・タスクシフト推進のための支援

- 1) 医師からタスク・シフトを受ける看護師の勤務激化防止のため、診療所等に多く就業する准看護師の養成強化（地元定着率等に着目した養成所の教育環境改善）
- 2) 看護職員が医師からタスク・シフトを受け、また本来業務に専念できるよう、近年処遇改善のための公的支援を受けてきた介護職員と同様に、看護補助者の処遇改善を図り、優良な人材の確保や就業継続の支援（介護施設等への転職抑止）

- 3) 病院勤務救急救命士の処遇改善
病院に雇用されている救急救命士資格保有者の院内外の研修や院内メディカルコントロール体制の整備や事故発生時の責任賠償保険等の環境整備の推進
- 4) 全国における医療秘書養成の推進
 - i) 医療秘書の養成開始施設への施設・設備整備、当初運営費補助等
 - ii) 医療秘書学院の教育設備、講師の確保・研修等
 - iii) 全国共通の試験の実施（試験問題作成、印刷、発送、解析等）
- 5) 医療秘書等の養成・就業支援
- 6) 地域の医療機関におけるタスク・シフティング等勤務環境設備整備支援（什器・備品や ICT 機器等の導入支援）

(4) 国民への“上手な医療のかかり方”の推進、啓発

- 1) 国民に対する医療のかかり方、かかりつけ医機能に関する広報・啓発（初期救急医療、#8000・#7119を含む）
- 2) 受診控えが起きないような広報・啓発
- 3) かかりつけ医機能及び身近な入院機能を担う中小病院や有床診療所への支援
- 4) 新たな労働法制への対応が困難な医療機関のうち、特に人員や資金に限られている民間医療機関への支援（医師増員含む）

1.3. 地域医療への予算確保

かかりつけ医機能を中心とした医療提供体制や地域包括ケアシステムの充実のため、地域医療介護総合確保基金をはじめ支援策を強化する。また、コロナ禍により医療機能の役割分担と需要の急拡大への即応体制の重要性が認識された。さらに東日本大震災等の災害の教訓を次代につなげなければならない。

感染拡大や災害等の有事に対し、強靱な医療提供体制を構築していくため、地域医療について、以下の通り新たな予算措置及び現行予算の大幅な増額を求める。

(1) 地域医療介護総合確保基金の拡充及び柔軟運用

- 1) 基金額大幅増や都道府県負担分軽減、早期交付や事業区分間融通等
- 2) 看護職の養成強化等の国庫補助事業移行分や在宅医療等の拡充
- 3) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業の柔軟運用（早期退職制度の就業規則規定や割増退職金等の制限緩和、地域医師会の地域連携ネットワーク経費の支援）
- 4) 地域医療支援センター・医療勤務環境改善支援センター・連携強化

(2) 地域医療介護総合確保基金以外の補助事業の拡充

- 1) 地域医療構想調整会議の活性化（都道府県単位の会議開催、外来・介護連携等の作業部会の設置）
- 2) 地域医師会や自治体による診療所の医業承継支援（マッチングやその後の支援）
- 3) 医師少数区域等への就業補助、学会・研修等の支援、後任者確保
- 4) 准看護師・看護師等養成所への運営費補助（運営費加算、施設・設備整備補助、実習施設の受入拡充、オンライン授業実施）の充実
- 5) 都道府県医師会によるドクターバンク事業、公共職業安定所やナースセンター等の無償職業紹介事業の充実、医療・介護・保育分野における「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」及び都道府県労働局「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の充実と認知度の向上

- 6) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（増額、火災通報装置と自動火災報知設備との連動、防火戸の設置、更新に係る補助）の充実
- 7) 医療機関のキャッシュレス決済に係るコスト負担の解消
- 8) 外国人医療対策（受入医療機関の地域偏在解消、未収金対策、キャッシュレス化、電話医療通訳と DX 活用、コーディネーター確保、患者・医療機関向け相談窓口・情報提供、ワンストップ窓口、医事紛争回避）
- 9) 医療機関および医療機関以外の者による広告に対するネットパトロール強化（要員増加や ICT 等の活用、省庁・部局横断的な監視体制）
- 10) 在宅医療廃棄物及び水銀廃棄物への対応・整備・教育啓発

(3) 救急災害医療対策

- 1) 要配慮者の支援体制（保健・医療・介護・福祉・教育等の関係者による平時からの連携体制、災害発生時の電源確保、避難先の整備等）
- 2) 災害医療を国家として統合するための研究・教育機関の創設
- 3) 過去及び今後の被災地の医療復興基金の創設
- 4) 災害拠点病院・救急医療機関等以外の医療機関や看護師等養成機関の耐震診断及び Is 値 0.4 未満の施設の耐震改修、自家発電や貯水設備等
- 5) 地域の診療所や中小病院の非常用電源の整備、在宅医療の蓄電池等、ポータブル発電機や外部バッテリー等の整備
- 6) 災害時多目的船（病院船）の導入、船舶利用の推進
- 7) J-SPEED の開発継続・安定運用、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実（JMAT 等の医療チームや関係団体の有効活用）
- 8) 災害用移動診療所（モバイルクリニック）、仮設診療所ユニットの整備
- 9) 医療機関における衛星通信体制の整備
- 10) 地域の医療機関を対象とした CBRNE 災害時のワンストップ窓口の整備
- 11) 人口減少、医療資源が少ない地域の救急医療機関への支援
- 12) 救急搬送受入困難事例対策（コーディネート、空床補償、後方病床、患者受入先医療機関が確保できない場合に対応する医療機関の整備）
- 13) 病院救急車の地域での活用（会議費、広報費、救急救命士等人件費）
- 14) 子ども医療電話相談事業（#8000）の全国的質向上（全国協議会等）

- 15) 救急安心センター事業（#7119）の全国拡大
- 16) ドクターヘリの広域展開・夜間飛行・複数機導入及びパイロットの確保、メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）運航支援事業の全国複数箇所への拡充
- 17) 私的 2 次救急医療機関への助成に係る地方財政措置の拡充
- 18) 島しょ部・へき地への輸血用血液製剤の供給体制構築に対する支援
- 19) 「2025 年日本国際博覧会」（大阪・関西万博）に向け、マスギャザリング災害発生時の医療提供体制の充実（地域の医療機関や医療従事者の研修、医療機関間の役割分担、専門機関との連携体制確立等）
- 20) 感染症まん延時の臨時の医療施設設置についての都道府県への支援・指示

1.4. 医療 DX の適切な推進のための予算確保

国が提唱する医療 DX を推進するためには、オンライン資格確認を普及させ、その基盤を全国の医療機関等を結ぶ全国医療情報プラットフォーム（以下、プラットフォーム）として、有効活用していくことが求められる。

そして、医師がこのプラットフォームを安心・安全に活用するためには、サイバーセキュリティ対策の強化及び厚生労働省の施策である保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）の活用が必須となる。

医療 DX の適切な推進のために、以下の通り新たな予算措置及び現行予算の大幅な増額を求める。

(1) 医療機関等のサイバーセキュリティ対策費用支援

プラットフォームをはじめとする医療 DX の活用が増えるほど、医療機関におけるサイバーセキュリティの重要性も増す。医療機関へのサイバー攻撃により、地域医療提供体制に支障をきたす事象が複数発生したこと等を背景に、2023 年 4 月、医療機関の管理者に対し、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じることが医療法施行規則で義務化された。しかし、保険医療機関は、一般企業のようにセキュリティ対策費をサービス等の価格に転嫁できず、十分な費用の捻出は不可能である。医療の公益性を鑑み、医療機関のセキュリティ対策に関して、公費による支援を求める。

(2) HPKI カードの発行支援と一層の利用環境の整備

日本医師会では、HPKI に準拠した日本医師会認証局を運営し、HPKI を利用するための HPKI カード（医師資格証）を発行している。また、更なる使い勝手の向上のため、HPKI カードを用いなくても HPKI 電子署名を可能とするクラウドタイプの HPKI セカンド電子証明書の発行を開始し、リモートでの電子署名も実現している。

医療 DX を推進して行けば行くほど、医師等の資格者が作成したデータ（情報）であることの証明や資格者であることを確認した上での情報へのアクセスが重要であり、むしろ医療 DX の基盤でなくてはならない。

そのため、HPKI カードおよび HPKI セカンド電子証明書は全ての医師及び新規医師免許証取得者が取得すべきものであり、そのための HPKI 認証局の運営や発行に係る費用の財政支援を求める。

さらに、電子処方箋の HPKI カード署名と HPKI リモート署名が開始されているが、今後、電子紹介状や主治医意見書等、更なる適用範囲の拡充を見据え、電子署名ソフトやリモート署名システム等の利用環境の整備及び財政支援を求める。

(3) オンライン資格確認をはじめとする医療 DX の導入・維持支援

オンライン資格確認を基盤とする全国医療情報プラットフォームの機能が拡充していくにつれ、医療機関における医療 DX の導入・維持コスト負担のさらなる増大も見込まれる。診療報酬改定 DX や標準的電子カルテ開発等が目指す導入・維持コストの極小化の効果が発揮されるには、まだ時間がかかるため、医療情報化支援基金をはじめとする公費による支援の一層の拡充も求める。

(4) 各種情報システムの一元化の推進

新型コロナウイルス感染症に関する G-MIS、HER-SYS、V-SYS や、災害時の EMIS 等、様々な医療機関向けの情報システムが稼働しているが、導入や入力負担の大きさ、使いにくさが目立つ。全国ネットワークを基盤とした各種情報システムの一元化は喫緊の課題であり、そのための予算確保を求める。

(5) 医療情報連携の推進及び適切な活用のための環境整備

医療分野における情報連携においては、相互運用性の確保が非常に重要な課題である。医療 DX の工程表において、プラットフォーム上の機能の一つとして、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の整備が謳われているが、当然、交換のための標準規格や統一コードの整備、医療ガイドライン等の基準に合致した安全なネットワークの運用が前提になる。これらに関して、自己評価による安全性確認だけでなく、その適切さを評価する第三者組織を積極的に活用し、実効性を伴った評価となるよう支援を行い、同時に財政措置を求める。

また、当面の間、プラットフォームとの併用が不可欠となる各地域の地域医療情報連携ネットワークに対し、継続と広域化などの機能向上のための財源確保を求める。

(6) AI・IoT 研究・開発と社会実装への支援

今後、様々な形で医師による診療を補助する役割を担っていくことになる AI、IoT 技術の研究・開発が進んでいる。これらの技術が診療現場で廉価で導入、活用されるために、基礎研究段階から実用化に至るまでの財政支援とともに、社会実装に向けて安心・安全な AI・IoT サービスが利用できるよう、医療機関におけるハード・ソフト両面での財政支援を求める。

2. 事項要求

昨今の物価高騰や賃金上昇については、一時的なものではなく、恒常的に対応する必要があることから、診療報酬で対応すべきである。

6月7日開催の第8回経済財政諮問会議で「骨太の方針 2023」原案が示され、その後、活発な議論が行われた結果、6月16日の閣議決定で「物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。」とされた。

物価高騰・賃金上昇に対応した社会保障関係費について、「物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性」に基づいた改定が実現するよう求める。